

最新&重要&未出題 法改正データベース

近年の試験においては、法改正事項について、改正直後のほか改正後2～3年経過後に出题されるケースが見られます。そこで、最新の法改正情報とともに、直近2～3年間の重要・未出題の法改正事項を整理していきます。



社会保険労務士
北村 庄吾
(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)

北村庄吾先生のYouTubeチャンネル「週刊人事労務チャンネル」にて、本特集の特別解説動画を公開中です！ ぜひご覧ください！

週刊人事労務チャンネル 労働調査会 🔍 検索



QRコード

1. 労働基準法

| 施行日順 | 内 容 | ランク | 出題 |
|-------------|---|-----|-------------------------|
| 2019年6月7日施行 | 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正 (労基法33条関係) | A | H22年、 H13年 |
| 2020年4月1日施行 | 民法の一部改正に伴う時効の期間等に関する改正 (労基法114条、115条等) | A | H30年、 H24年、 H20年等 |
| 2021年4月1日施行 | 押印等の廃止とチェックボックスの創設 (労基法36条等) | A | - |

(1) 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準」について、労働基準法第33条1項の解釈が明確化されています。(令和元年基発0607第1号)。

旧許可基準から、下線の部分が改正されています。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準（新許可基準）

労働基準法33条1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① **単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない**こと。
- ② **地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応**（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、**サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれる**こと。
- ④ **上記②び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認める**こと。



近年の、自然災害の増加や、システム障害などの事案に対して、迅速に対応できるように許可基準を実情に合った形で見直し、かつ、明確化しました。

(2) 民法の一部改正に伴う時効の期間等に関する改正

民法の一部を改正する法律により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されることや、労働政策審議会の建議等を踏まえ、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を設けました。実務的にも重要な改正です。

① **改正に係る時効等の期間のまとめ**

| 改正項目 | | 期 間 | |
|----------|----------------------------|------|------------------------|
| | | 旧 | 新 |
| 時効 | 賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間 | 2年間 | <u>5年間（当分の間、3年間）</u> |
| | 退職手当の請求権の消滅時効期間 | 5年間 | 5年間……改正なし |
| | その他の請求権（災害補償、年次有給休暇の請求権など） | 2年間 | 2年間……改正なし |
| 付加金の請求期間 | | 2年以内 | <u>5年以内（当分の間、3年以内）</u> |
| 書類の保存期間 | | 3年間 | <u>5年間（当分の間、3年間）</u> |